

長崎県立長崎南高等学校「1人1台パソコン利用規約」

(1) 学習用パソコンの利用

- 学習用パソコンを利用するにあたっては、この利用規約及び別途定める「長崎県立学校学習用パソコン等貸付規程」に従うこと。
- 保護者による連絡事項等の確認を除き、本人以外は使用しないこと。
- 授業中は、授業担当者の指示に従って使用し、授業以外の目的で使用しないこと。

(2) 学習用パソコンの管理

- 毎日自宅へ持ち帰り、充電して学校へ持参すること。
- パソコン、脱着式キーボード、専用電子ペン、ACアダプタは、破損や紛失等のないよう、適切に管理すること。
- 学校で準備するPC用ケース等により、破損・汚損に備えること。
- 登下校時や教室移動時、部活動時等には、紛失・盗難に注意すること。
- パソコンを使用しない場合は、スリープやログオフするなど他者が利用できない状態にすること。
- 不具合・故障、偶然の事故、盗難、紛失等の事由が発生した場合は、速やかに学校（担任）に連絡すること。
- Windows Updateやインストール済みのアプリの更新は、放課後や自宅等、パソコンを使用しない時間に実施すること。
- 公共施設等でWi-Fi等に接続する際は、「パブリックネットワーク」とすること。

(3) 情報セキュリティ

- 学校の指示によりセキュリティの強化を図ること。
- インターネット上のストレージ（OneDrive等）やクラウドサービス等に、学校で指示された以外の個人が特定できる情報を保存しないこと。
- 学習用パソコンを用いて、教材、資料、写真、動画、音声等のデータを関係者の許可を得ずに、インターネット上にアップロードしないこと。
- 各種ID・パスワードは、厳重に管理し、他者に使用させないこと。
- 外部記憶媒体（USBメモリ等）を使用する場合は、必ずウイルスチェックを行うこと。（エクスプローラ→USBメモリを右クリック→Microsoft Defenderでスキャンする）
- パソコンの処理速度が著しく低下する、自動でWindowが開く等、不審な挙動が見られる場合は、直ちにネットワークから切断すること。（をクリック→切断）

※本利用規約が改正された場合は、改正後の内容に従うこととする。

※この利用規約は、令和3年7月1日から施行する。

※「長崎県立学校学習用パソコン等借用申請書及び承諾書」を提出することで、本利用規約を確認したこととみなす。